

(案)  
沖縄県立芸術大学キャンパス間シャトルバス運行業務委託契約書

沖縄県立芸術大学 学長 波多野 泉（以下「甲」という。）と、

（以下「乙」という。）とは、沖縄県立芸術大学キャンパス間を結ぶシャトルバスの運行に関する業務（以下「シャトルバス運行業務」という）の委託について、次の条項により契約を締結する。

**(契約の目的)**

第1条 甲はシャトルバス運行業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

**(委託業務の遂行)**

第2条 乙は、甲の指示に従い、別添の仕様書に基づいて業務を実施しなければならない。なお、業務実施にあたっては関係法令を遵守し、安全管理に細心の注意をはらい責任を持って、業務を実施すること。

**(契約期間)**

第3条 契約期間は、令和3年4月5日から令和4年2月4日までとする。

**(委託料)**

第4条 甲は、本契約による委託業務につき乙に対し、委託料 円（うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は 円）を上限とし、月額

円（うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 円）を支払う。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

**(消費税率の改定に伴う留意事項)**

第5条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

**(委託料の支払方法)**

第6条 乙は、毎月はじめに前月分の委託料月額を甲に対し書面により請求するものとする。

2 甲は、適正な委託料請求書を受理した日から30日以内に乙に対し委託料を支払うものとする。

3 この契約が月の途中で解除された場合におけるその月の賃借料の額は、次の算式により得た額とする。

$$\text{第1項の月割額} \times \frac{\text{契約が解除されるまでのその月の運行日数}}{\text{その月の運行日数}}$$

**(契約保証金)**

第7条 甲は、乙が沖縄県財務規則（以下「財務規則」という。）第101条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金またはこれに代わる担保を納付または提供しなければならない。ただし、財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

### (再委託等の禁止)

- 第8条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するととともに、事前に書面による県の承認を得なければならない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

### (秘密の保持)

- 第9条 乙は、本委託業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約の解除及び期間の終了後においても同様とする。

### (仕様書の変更)

- 第10条 甲は、本業務が完了するまでの間において、仕様書等を変更し、もしくは本契約を一時中断し、またはこれを打ち切ることができる。

### (契約の解除)

- 第11条 甲は、次のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙の業務が不誠実と認められたとき又はこの契約書、仕様書によって示された業務を履行しないとき。
- (2) 乙が甲に対し、故意又は重大な過失により不法行為をしたとき。
- (3) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (4) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

### (損害賠償)

- 第12条 乙は、次の事由が生じたときは直ちに甲等に対してその損害を賠償しなければならない。
- (1) 乙が、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条の定めによりこの契約が解除されることによって乙が甲に損害を与えたとき。

**(天災等による契約不履行)**

第13条 天災地変その他やむを得ずこの契約の全部又は一部を履行できなくなった場合は、甲乙協議して対処するものとする。

**(その他)**

第14条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 那覇市首里当蔵町1丁目4番地  
沖縄県立芸術大学  
学長名

乙